

手 数 料 表

通常

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>2,000 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 40 % (または 700,000 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 40 % (または 700,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 *上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30 40 % (または 700,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-コ 301498

事業所の名称及び所在地 株式会社ガイア国際センター
愛知県豊橋市菰口町二丁目58番地2 鈴一ビル2A

様式例第3号-2 【サーチ/スカウト型】 ヘッドハンティング

手数料表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	✓ 2,000 円 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の 開拓やそのための調査・探索	着手金 ✓ 100,000 円 (%)
	活動1日あたり ✓ 15,000 円 (%)
	(または、活動1時間あたり ✓ 2,000 円 (%))
	成功報酬
	(期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内 定書や労働条件通知書等に記載されている額）の ✓ 40 % (または 700,000 円)
	(期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間 が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われ る賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されて いる額）の ✓ 40 % (または 700,000 円)
	手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ 301498

事業所の名称及び所在地 株式会社ガイア国際センター
愛知県豊橋市菰口町二丁目58番地2 鈴一ビル2A

企業が求職者に伴う支援に

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>150,000 円 (%)</u> 相談・助言終了時 <u>30,000 円 (%)</u> 成功報酬 <u>150,000 円 (%)</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40% (または 700,000 円)</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>40% (または 700,000 円)</u> 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。

許可番号 23-ユ 301498

事業所の名称及び所在地 株式会社ガイア国際センター

愛知県豊橋市菰口町二丁目58番地2 鈴一ビル2A

求人者情報の取扱に関する事項

求人者情報の取扱いは、職業紹介責任者の 寺田 唯 です。

求人者の情報は、職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱に関する事項

個人情報の取扱者は、職業紹介責任者の 寺田 唯 です。

取扱者は、個人の情報に関して当該情報の本人から情報の開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事項に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行います。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の 寺田 唯 です。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条により、労働者に直接お支払いください。

返戻金制度

弊社では返戻金制度があります。

採用決定者が、入社辞退や自己都合により退職した場合、求人者に対し次の基準で紹介料を返還するものとする。

- ・ 入社後 1 か月未満の場合 ✓ 最大で紹介手数料の 50 %
- ・ 入社後 3 か月未満の場合 ✓ 最大で紹介手数料の 20 %

なお、返戻金基準については、求人各社との個別契約によることとなります。